一〇〇　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条（関税法等の特例）において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項に規定する出港届の提出（船舶に係るものに限る。）又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（船舶に係るものに限る。）

一〇一　外国為替及び外国貿易法第十九条第三項（支払手段等の輸出入）の規定による届出

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

（税関関係手数料令の一部改正）

第二条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「者が」の下に「電子情報処理組織（」を加え、「又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）」を削り、「規定する電子情報処理組織」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）」を削る。

第五条ただし書及び第七条第一項ただし書中「情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する」を削る。

（通関業法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）」に改める。

一　通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第十二条ただし書

二　コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第十八条第一項第一号

財務大臣　藤井　裕久
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十八号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令

（特例老齢農林一時金の支給）

第二十五条の二　特例老齢農林年金（平成十三年統合法附則第四十四条第六項の規定によるものを除く。）の受給権者は、当該特例老齢農林年金の支給に代えて一時金（以下「特例老齢農林一時金」という。）の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　平成十三年統合法附則第四十四条第九項において準用する平成十三年統合法附則第三十八条第八項本文の規定により当該特例老齢農林年金の支給を停止すべき事由が生じているとき。

二　当該特例老齢農林年金の受給権を取得した日（同日以後に平成十三年統合法附則第四十四条第九項において準用する平成十三年統合法附則第三十八条第八項本文の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた場合にあっては、その事由がなくなった日の翌日）から起算して一年を経過しているとき。

2　前項の規定による請求があったときは、その請求をした者に特例老齢農林一時金を支給する。この場合においては、その請求をした日の属する月の翌月以後の分の特例年金給付（特例退職年金及び特例減額退職年金を除く。）は、支給しない。

3　特例老齢農林一時金の額は、第一項の規定による請求をした者がその請求をしなかったとしたならばその者に支給されることとなるその請求をした日の属する月の翌月以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額（次項において「現価相当額」という。）を合計して得た額とする。

4　現価相当額は、前項の各月の分の特例老齢農林年金の額に当該各月の予定生存率を乗じて得た額（次条第一項において「各月分年金相当額」という。）を予定利率による複利現価法によって第一項の規定による請求をした日の属する月の翌月から前項の各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額とする。

5　前項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、同項の予定利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して、農林水産大臣が定める。

6　廃止前農林共済法第十九条の二、第二十二条第一項、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十三条第一項及び第三項、第三十五条、第七十七条の二並びに第七十八条の規定は、特例老齢農林一時金について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第十九条の二中「組合」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第一項の規定によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）」と、廃止前農林共済法第二十二条第一項中「給付の額（第三十八条第一項、第四十三条第一項又は第四十八条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」とあるのは「給付の額」と、廃止前農林共済法第二十八条第一項中「退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害一時金」とあるのは「特例老齢農林一時金」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、廃止前農林共済法第二十九条中「船舶に乗つていた組合員若しくは」とあるのは「船舶に乗つていた旧農林共済組合（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。以下同じ。）の」と、「行方不明となつた組合員若しくは」とあるのは「行方不明となつた旧農林共済組合の」と、「航空機に乗つていた組合員若しくは」とあるのは「航空機に乗つていた旧農林共済組合の」と、廃止前農林共済法第三十条第一項中「遺族共済年金及び第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「その他の給付」とあるのは「特例老齢農林一時金」と、「組合員」とあるのは「旧農林共済組合の」と、廃止前農林共済法第三十一条中「組合員」とあるのは「旧農林共済組合の組合員」と、「第二十八条第一項及び第二項」とあるのは「第二十八条第一項」と、廃止前農林共済法第三十三条第一項中「この法律に基く給付」